

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱

令和4年4月1日
3畜産第2032号制定
農林水産事務次官依命通知
令和5年3月31日
4畜産第2286号改正
令和6年1月26日
5畜産第2252号改正
令和6年3月28日
5畜産第2311号改正
令和7年3月31日
6畜産第2998号改正

(趣旨)

第1 我が国の鶏卵生産は、これまで順調に推移してきたが、近年、飼料価格の高止まり等により、鶏卵生産者の経営環境は極めて厳しい状況に直面している。

このため、鶏卵需給見通しの作成等のほか、卵価低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付し、卵価が大幅に低落した場合に鶏卵の需給改善を図るための事業を実施することにより、鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定に資する。

(通則)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、この要綱に基づいて行う補助事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行う者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

また、第20第1号及び第2号の事業（以下「基金事業」という。）については、補助事業を行う者は、国の補助を受け、鶏卵生産者経営安定対策基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

(交付の目的)

第3 補助金の交付は、生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定を図るため、別表1に掲げる事業を実施するために必要な経費を補助することを目的

とする。

（交付の対象及び補助率）

第4 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

（流用の禁止）

第5 別表1の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費と、3の事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（事業実施主体）

第6 本事業において実施する事業の実施主体は、一般社団法人日本養鶏協会（以下「補助事業者」という。）とする。

（申請手続）

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助事業者は、交付申請書を作成し、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

3 補助事業者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針について」（令和7年1月23日付け6畜産第2817号農林水産省畜産局総務課長通知）に基づき、別記様式第1号別添により、環境負荷低減の各取組について、事業実施年度に実施する旨を提出するものとする。

（交付申請書の提出期限）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1

月とする。

(交付申請の取下げ)

第 10 補助事業者は、第 7 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 12 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 12 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 12 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表 1 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

第 13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第 14 補助事業者は、基金造成に係る補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 4 号による支払請求書を官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

(概算払請求)

第 15 補助事業者は、別表 1 の 3 の事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

（状況報告）

- 第 16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 6 号により補助事業遂行状況報告書を作成して、当該年度の 1 月 31 日までに大臣に報告しなければならない。
- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第 17 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号による年度終了実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第 18 大臣は、第 17 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものと

する。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 19 大臣は、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 第 3 項の規定を準用する。

(事業内容等)

- 第 20 補助事業は、次に掲げるものにより構成されるものとする。

(1) 鶏卵価格差補填事業

ア 事業内容

この事業は、標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合において、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の 9 割を鶏卵生産者に補填する事業とする。

イ 価格差補填交付金の交付対象者及び交付対象鶏卵

(ア) 交付対象者

- a アにより交付される交付金（以下「価格差補填交付金」という。）の交付対象者は、採卵用成鶏めすを常時 100 羽以上飼養し、鶏卵を

販売する鶏卵生産者（複数の鶏卵生産者が集団となって鶏卵販売を行い、収益を分配するなど生産者間で経営の協力体制が構築されている生産者団体を含む。以下同じ。）であって、その生産する鶏卵の全量についてウの価格差補填契約を締結し、かつ、第2号のイの協力金を納付したものとする。ただし、採卵用成鶏めすを50,000羽以上飼養する鶏卵生産者にあつては、国又は補助事業者が行う生産量等の調査（以下「生産量等調査」という。）に協力する者に限る。

b 交付対象者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針について」（令和7年1月23日付け6畜産第2817号農林水産省畜産局総務課長通知）に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため、補助事業者が別に定めるチェックシートに記載された各取組について、事業実施年度に実施する旨をチェックし、当該チェックシートを補助事業者に提出するものとする。補助事業者は、全ての交付対象者からチェックシートを収集し、各取組にチェックがされていることを確認するものとする。

c 本事業において配合飼料を購入している交付対象者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない交付対象者及び自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある交付対象者については、この限りではない。

（イ）交付対象鶏卵

この事業に係る価格差補填交付金の交付対象鶏卵は、鶏卵生産者が自ら生産する鶏卵とする。

ウ 価格差補填契約

（ア）価格差補填交付金の交付を受けようとする鶏卵生産者は、次に掲げる事項に関し、事業年度ごとに補助事業者と価格差補填契約を締結するものとする。その際、補助事業者は正当な理由なく当該契約の締結を拒んではない。

- a 契約数量に関する事項
- b 積立金及び協力金の納付に関する事項
- c 新規加入に関する事項
- d 生産者積立金からの交付に関する事項
- e 契約数量の変更に関する事項
- f 契約の解除に関する事項

- g 生産者積立金からの交付金の返還等に関する事項
- h その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
- (イ) 鶏卵生産者は、(ア)の契約の締結に当たって、次に掲げる書類を補助事業者に提出するものとする。
 - a その他事業推進に必要な事項に関する書類

エ 積立金の納付

- (ア) 補助事業者は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの積立金の額を定めるものとする。
- (イ) 鶏卵1キログラム当たりの積立金の額は、鶏卵の需給の見通し、当該事業年度の補填基準価格、前事業年度末における積立金の残額等を勘案して定めるものとする。
- (ウ) 補助事業者は、(ア)の積立金の額を定めるに当たっては、あらかじめ畜産局長の承認を受けるものとする。これを改定しようとする場合も同様とする。
- (エ) 補助事業者は、毎事業年度、鶏卵1キログラム当たりの積立金の額にウの価格差補填契約を締結した鶏卵生産者(以下「加入生産者」という。)に係る契約数量(ウ(ア)の契約数量をいう。)を乗じて得た額を、当該加入生産者に積立金として納付させるものとする。

オ 標準取引価格(月ごと)

標準取引価格(月ごと)は、JA全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された、鶏卵規格取引要綱(昭和46年6月1日付け46畜A第2947号農林事務次官依命通知)別紙の箱詰鶏卵規格及びパック詰鶏卵規格に定める全種類の鶏卵(以下「規格卵」という。)の1キログラム当たりの加重平均価格(円未満の小数点第3位を四捨五入)として月ごとに算定し、補助事業者はこれを毎月公表するものとする。

カ 補填基準価格及び安定基準価格

- (ア) 畜産局長は、毎事業年度開始前に、鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格を定めるものとする。
- (イ) 補填基準価格は、その価格を標準取引価格(月ごと)が下回った場合に価格差補填交付金を交付するための基準となるべき鶏卵1キログラム当たりの価格とする。
- (ウ) 補填基準価格は、鶏卵の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
- (エ) 安定基準価格は、鶏卵価格の季節変動を考慮して、通常想定される価格の下限值となるべき鶏卵1キログラム当たりの価格とする。
- (オ) 畜産局長は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じている又

は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは補填基準価格及び安定基準価格を改定することができる。

キ 価格差補填交付金の交付

- (ア) 補助事業者は、標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合には、加入生産者に対し、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の 9 割に加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量（当該月の契約数量（第 2 号の成鶏更新・空舎延長事業に参加した者の本事業に係る空舎期間を含む月にあつては、以下の算定式から得られた数量 Q（キログラム未満切捨て））を上限とする。以下同じ。）を乗じて得た額の 6 分の 5 に相当する額（円未満切捨て）を価格差補填交付金として、生産者積立金から速やかに加入生産者に交付するものとする（積立金交付額）。

$$Q = Q_1 - (Q_2 \times A \times D_1 \div D_2 \times 1 / 2)$$

Q₁：当該月の契約数量

Q₂：1 羽当たりの契約数量

A：成鶏更新・空舎延長事業参加羽数

D₁：当該月の空舎日数

D₂：当該月の日数

- (イ) 補助事業者は、(ア)により交付した積立金交付額の 5 分の 1 以内の額（円未満切捨て）を価格差補填交付金として、基金から速やかに加入生産者に交付するものとする（国庫交付額）。
- (ウ) 補助事業者は、価格差補填交付金の国庫交付額の交付後、加入生産者が生産量等調査に協力していないことが判明したときは、当該加入生産者から価格差補填交付金の国庫交付額を返還させるものとする。

ク 価格差補填事業等に係る手数料及び国内外の鶏卵の消費拡大に伴う拠出金の透明化

補助事業者その他の関係者は、これらの事業の実施に必要な拠出金が加入生産者に過度の負担とならないよう、拠出金の負担について透明化を図るものとする。

ケ 実施状況の公表

- (ア) 補助事業者は、毎事業年度の期首の契約者数及び契約数量を大規模（採卵用成鶏めすの飼養羽数が 10 万羽以上の鶏卵生産者。以下同じ。）、小規模（採卵用成鶏めすの飼養羽数が 10 万羽未満の鶏卵生産者。以下同じ。）別に公表するものとする。
- (イ) 補助事業者は、月ごとの価格差補填交付金の単価を公表するものとする。価格差補填交付金が交付された場合は、その交付されることとなった月ごとの交付額について、大規模、小規模別に公表するものとする。また、毎事業年度終了後、価格差補填交付金の交付

総額について、大中規模、小規模別に公表するものとする。

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

ア 事業内容

この事業は、加入生産者が、奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に、鶏舎ごとに成鶏を食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第2条第6号に定める食鳥処理場に出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた後に、ふ化場又は育すう業者（ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては、「ふ化場又は育すう業者」を「育すう鶏舎」と読み替えるものとする。オ（ウ）のcにおいて同じ。）からひなの再導入を行う場合に、当該加入生産者及び当該食鳥処理場に対し、食鳥処理場で食鳥処理された成鶏1羽当たりの奨励金を交付する事業とする。

ただし、再導入するひなが再導入日時点で120日齢を超えている場合は、原則として、成鶏の出荷終了日から当該ひなが120日齢に達した日までの日数を空舎期間とみなす。

イ 協力金の拠出

（ア）補助事業者は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの協力金の額を定めるものとする。

（イ）鶏卵1キログラム当たりの協力金の額は、前事業年度末における協力金の残額等を勘案して定めるものとする。

（ウ）補助事業者は、（ア）の協力金の額を定めるに当たっては、あらかじめ畜産局長の承認を受けるものとする。これを改定しようとする場合も同様とする。

（エ）補助事業者は、毎事業年度、鶏卵1キログラム当たりの協力金の額に加入生産者に係る契約数量（第1号のウ（ア）の契約数量をいう。）を乗じて得た額を、当該加入生産者に協力金として納付させるものとする。

ウ 奨励金の対象となる成鶏の出荷期間

奨励金の対象となる成鶏の出荷期間は、飼養羽数が10万羽以上の加入生産者については、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日の30日前から標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を上回る日の前日（当該日まで、その食鳥処理について食鳥処理場に申し込んでいる成鶏については、安定基準価格を上回った日から30日後）までとし、飼養羽数が10万羽未満の加入生産者については、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日の40日前から標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を上回る日の前日（当該日まで、その食鳥処理について食鳥処理場に申し込んでいる成鶏については、安定基準価格を上回った日から40日後）までとする。

ただし、1月1日から1月31日までの期間については、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回っている場合であっても奨励金の対象となる出荷期間の起点とはしないこととするが、鶏卵価格の継続的かつ大幅な低落が予測される等の理由により事業の実施が必要であると畜産局長が認める場合は、この限りではない。

また、高病原性鳥インフルエンザや自然災害等の発生により鶏卵の供給に支障が生じることが想定されると畜産局長が認める場合は、事業を実施しないこととする。

エ 標準取引価格（日ごと）

標準取引価格（日ごと）は、JA全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された規格卵の1キログラム当たりの加重平均価格（円未満切捨て）として日ごとに算定し、補助事業者が毎日公表するものとする。ただし、加重平均に当たっては前年度の規格別販売数量割合を用いるものとする。

オ 奨励金交付対象者、奨励金交付対象成鶏及び事業対象鶏舎

下記の（ア）から（ウ）までのそれぞれの要件を満たすものとする。

（ア）奨励金交付対象者

奨励金交付対象者は、第1号の鶏卵価格差補填事業の加入生産者であって卵価低落時に通常の更新の範囲を超えて採卵鶏の導入を行わない者及び事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場とする。

（イ）奨励金交付対象成鶏

奨励金交付対象成鶏は、ウの奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に食鳥処理場に出荷し、食鳥処理された成鶏（当該成鶏を飼養している鶏舎（以下「事業対象鶏舎」という。）において飼養されている全羽数を出荷した場合に限る。）とする。なお、鶏舎から全羽数を出荷した後に、予期せぬ事故等により出荷した羽数の1割以上の食鳥処理が不可能となった場合において、補助事業者が個々の事例について審査の上、やむを得ないものと認め、かつ、畜産局長が特に認めるときは、出荷羽数の9割を上限として奨励金の交付対象成鶏とすることができるものとする。

（ウ）事業対象鶏舎

a この事業において「鶏舎」とは、採卵用成鶏めすを飼養するための一棟の建物又はその建物のうち壁、カーテン、金網、ケージ区画、床等によって構造上明確に区分された部分であってその部分で飼養される成鶏の全羽数を出荷した後に水洗等による清掃を独立して合理的に行うことができるものをいう。

b 事業対象鶏舎（当該鶏舎が複数の場合は、それぞれの当該鶏舎ごと）には、飼養している全ての成鶏の出荷が完了した日の翌日

からひなの再導入を開始する日の前日までに、60 日以上の空舎期間を設けるものとする。

- c 事業対象鶏舎には、事業対象成鶏出荷後 150 日以内にふ化場又は育すう業者から採卵用ひなを導入するものとする。ただし、再導入する採卵用ひなの鶏舎ごとの導入羽数は事業対象鶏舎ごとに食鳥処理場で食鳥処理された羽数の 3 割以上でなければならない。なお、予期せぬ事故等により事業対象成鶏出荷後 150 日を超えて採卵用ひなを導入することとなった場合において、補助事業者が個々の事例について審査の上、やむを得ないものと認め、かつ、畜産局長が特に認めるときは、奨励金交付対象とすることができるものとする。

カ 奨励金の交付

- (ア) 補助事業者は、オ（ア）の奨励金交付対象者に対し、次の a、b 及び c により奨励金を交付するものとする。
 - a 加入生産者にあつては、奨励金交付対象成鶏羽数に別表 1 に定める成鶏 1 羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の 4 分の 1 に相当する額（円未満切捨て）を奨励金として、協力金から速やかに交付するものとする。
 - b 食鳥処理場にあつては、当該食鳥処理場で食鳥処理した奨励金交付対象成鶏羽数に別表 1 に定める成鶏 1 羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の 4 分の 1 に相当する額（円未満切捨て）を奨励金として、協力金から速やかに交付するものとする。
 - c a 及び b により交付した額の 3 倍以内の額を奨励金として、基金から速やかに交付するものとする。

キ 成鶏更新・空舎計画の申請

- (ア) この事業に参加しようとする加入生産者は、成鶏更新・空舎計画を作成し、補助事業者又はその委託を受けた者が実施する空舎の現地確認（補助事業者が必要と認める場合に限る。）の受入れを承諾の上、別記様式第 10 号の参加申請書（以下「申請書」という。）により、原則として事業対象成鶏の出荷完了後 30 日以内に補助事業者申請するものとする。
- (イ) 成鶏更新・空舎計画には次の事項を定めるものとし、あらかじめひなの導入先であるふ化場又は育すう業者との調整を終えておくよう努めるものとする。
 - a 事業対象鶏舎の名称並びに事業対象鶏舎ごとの出荷羽数及び導入予定羽数
 - b 事業対象鶏舎ごとの成鶏の出荷先及び出荷日
 - c 事業対象鶏舎ごとのひなの導入予定先及び導入予定時期
- (ウ) 申請書の提出に当たっては、価格差補填契約における採卵用成鶏

めすの飼養羽数が 10 万羽以上の加入生産者は次の a から c までに掲げる書類を、価格差補填契約における採卵用成鶏めすの飼養羽数が 10 万羽未満の加入生産者は次の a から c までに加え d 又は e のいずれかの書類を添付するものとする。ただし、a、d 及び e の書類については、第 1 号のウ（ア）の価格差補填契約の締結の際にあらかじめ提出することができるものとする。

- a 経営する全ての鶏舎における成鶏の出荷及び導入について、当該事業年度における計画及び前事業年度における実績を記載した鶏舎ローテーション表
 - b 事業対象鶏舎（ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては「育すう鶏舎」。ク（イ）において同じ。）へのひなの導入の予定を証するふ化場又は育すう業者との売買契約書等
 - c 事業対象鶏舎から食鳥処理場に成鶏を出荷したことを証する次の（a）又は（b）のいずれか及び（c）の書類
 - （a）都道府県畜産主務部局の職員又は食鳥検査法第 12 条第 1 項に定める食鳥処理衛生管理者が発行する大規模食鳥処理場の食鳥処理羽数に関する別記様式第 11 号の証明書及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 27 条第 2 項に定める申請書の写し（受領されたことが分かるもの）。
 - （b）食鳥検査法第 16 条第 1 項に定める認定小規模食鳥処理業者が食鳥処理を実施する食鳥処理場で食鳥処理を行った場合は、認定小規模食鳥処理場の所在地の都道府県畜産主務部長が発行する食鳥処理羽数に関する別記様式第 11 号の証明書
 - （c）成鶏出荷時及び空舎時における事業対象鶏舎の写真
 - d 事業対象鶏舎ごとにその面積及び設備を記載した図面
 - e 事業対象鶏舎ごとの次の写真
 - （a）ケージ全体（平飼いの場合は鶏舎内部）
 - （b）ケージ区画単位
- （エ）補助事業者は、提出された申請書を審査の上、オの要件に適合すると認める場合は、その計画を承認し、奨励金を交付するものとする。

ク 実施状況の報告

成鶏更新・空舎延長事業の取組を実施した加入生産者は、事業対象鶏舎ごとの取組完了後、速やかに当該取組の確認に必要な次の書類を添付した上で、別記様式第 12 号の実施状況報告書により補助事業者に報告するものとする。

- （ア）事業対象鶏舎にひなを導入したことを証するひなの購入伝票の写し又は帳簿の写し（いずれも、ふ化日が確認可能なものとする。）

(イ) 事業対象鶏舎ごとのひなの導入時の鶏舎の写真

ケ 実施状況の公表

補助事業者はクの実施状況の報告を成鶏の出荷が完了した日を基準にとりまとめた上、月ごとに、参加鶏卵生産者数、出荷羽数、奨励金交付対象成鶏羽数及び奨励金交付額を大中規模、小規模別に公表するものとする。また、毎事業年度終了後、参加鶏卵生産者数、出荷羽数、奨励金交付対象成鶏羽数及び奨励金交付総額を大中規模、小規模別に公表するものとする。

(3) 鶏卵需給見通しの作成等

ア 事業内容

この事業は、全国的な鶏卵の需給に関する情報を収集・分析の上、ウに掲げる項目を記載した鶏卵の需給に係る見通しを作成し、生産者を始めとする関係者に情報を提供するとともに、消費者に対して鶏卵の機能性等についての情報発信を行うことにより鶏卵の価値を高めるため、次に掲げる事項を行う事業とする。

(ア) 検討会の開催

補助事業者は、鶏卵関係者等による鶏卵の需給見通しに関する検討会を開催するものとする。

(イ) 鶏卵需給見通しの作成及び情報提供

補助事業者は、検討会その他により収集した鶏卵の需給に関する情報を分析し、ウに掲げる事項を記載した鶏卵需給見通しに係る資料を、1事業年度につき2回以上作成の上、鶏卵関係者等に情報提供するものとする。

(ウ) ひなえ付け羽数調査の精度向上

補助事業者は、鶏卵需給見通しの確度を向上させるため、次に掲げる取組を行うこととする。

a ひなえ付け羽数調査の正確性を向上させるための実地調査等

b 可能な限り長期の生産予測を可能とするためのえ付け羽数の予測データの収集

(エ) 鶏卵の機能性等の情報発信

補助事業者は、生産コストが鶏卵価格に適切に反映され、それが消費者に受け入れられるよう、鶏卵の魅力や栄養等の機能性についての情報発信を行うこととする。

イ 補助対象経費

(ア) 補助事業の補助対象経費は、別表1、2に掲げるとおりとする。

(イ) 補助対象経費は、補助事業を実施するために直接必要とする経費であって、補助事業の対象として明確に区分できるもののみとする。

ウ 鶏卵需給見通しに記載すべき項目

鶏卵需給見通しは、以下の項目を含むものとする。

(ア) 需要動向

- a 家計消費
- b 業務・加工消費
- c 輸出

(イ) 生産動向

- a ひなえ付け羽数動向
- b 配合飼料供給動向
- c 生産者の増産・減産意向
- d a～cを踏まえた生産予測

(ウ) 価格動向

- a 卸売価格
- b 小売価格

(エ) 課題と必要な対応

(業務方法書の作成)

第 21 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、基金の造成・管理、補助金交付の要件及び手続並びに消費税の取扱い等を定めた業務方法書を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業の実績報告、成果報告及び指導監督)

第 22 補助事業者は、毎事業年度終了後、翌年度の 7 月末までに、事業報告書、収支計算書、財産目録等を記載した業務報告書を畜産局長に提出するものとする。

2 第 20 第 3 号の事業については、事業年度終了後、翌年度の 7 月末までに、別記様式第 13 号により事業の成果報告を作成し、畜産局長に報告するものとする。また、設定した成果目標が達成されない場合は、その要因を分析し、畜産局長の指導・助言を受ける等、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

3 畜産局長は、補助事業の実施に関し、補助事業者の指導監督を行うものとし、必要に応じ関係書類の提出を求めるものとする。

(事業実施期間)

第 23 補助事業の実施期間は令和 7 年度までとする。ただし、鶏卵の生産及び価格を取り巻く情勢を踏まえ、補助事業を継続する必要があると認められるときは、当該期間を延長するものとする。

(推進指導体制)

第 24 畜産局長は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18

年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。) の 3 及び 4 に規定される各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(基金の管理等)

第 25 補助事業者は、基金事業に必要なものとして交付される補助金の金額を全額基金造成に充てるものとする。

2 補助事業者は、前項により交付され、造成された基金を、他の事業に係る資金と区分して管理するものとする。

3 補助事業者は、金融機関への預金により、基金を運用するものとする。

4 補助事業者は、基金事業以外の経費に基金を使用してはならない。

5 基金の管理及び第 20 第 2 号の事業の実施に当たり発生する事務費については、別表 2 の範囲において、基金の中から支弁することができるものとする。

6 第 3 項の運用により生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

7 補助事業者は、基金事業に係る補助金の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。

8 補助事業者は、毎事業年度終了後、翌年度の 7 月末までに、別記様式第 14 号により、基金の管理状況及び補助金等の交付に係る事業の実績について、畜産局長に報告するものとする。

9 補助事業者は、基金事業を完了又は中止した場合には、速やかに事業資金の精算を行い、別記様式第 14 号に準じてその結果を国に報告するものとする。

10 大臣は、基金事業が完了したとき又は補助事業者がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、基金に残額がある場合には、補助事業者に対して当該残額を返還するよう命ずるものとする。

11 大臣は、基金事業が完了する前であっても、基金等に関する基準の 3 の(4)のアを基金事業に準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを国庫に返納させることができるものとする。

(補助事業者及び加入生産者の義務)

第 26 補助事業者及び加入生産者の義務は次のとおりとする。

(1) 補助事業者の義務

補助事業者は、加入生産者の拠出金による国内外における鶏卵の消費拡大に取り組むものとする。

(2) 加入生産者の義務

ア 補助事業者が行う国内外における鶏卵の消費拡大に向けた取組は、需給改善につながるため、加入生産者は基金事業に必要な資金の拠出に協力するものとする。

イ 加入生産者は、鶏卵の需給安定は生産者の責務であることを認識の上、第 20 第 2 号の事業に積極的に参加し、需給の安定に努めるものとする。

る。

(補助金の経理)

第 27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(基本的事項の公表)

第 28 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、定期的な見直しの時期、基金事業等の目標及び給付対象となる事務を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施報告)

第 29 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「基金等に関する基準」中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第 30 補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第 31 補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(秘密の保持)

第 32 補助事業者は、補助事業により知り得た情報を補助事業の実施以外の目的に使用してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 33 補助事業者は、加入生産者又は法人である加入生産者の代表者、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明した場合には、当該者について、価格差補填契約を解除し、価格差補填交付金及び奨励金を交付せず、また、既に価格差補填交付金又は奨励金を交付しているときは、これを返還させるものとする。

2 補助事業者は、奨励金交付対象者となる食鳥処理場の代表者、役員等が暴力団員であることが判明した場合には、当該食鳥処理場について、奨励金を交付せず、また、既に奨励金を交付しているときは、これを返還させるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 34 加入生産者は、第 20 第 2 号のキの規定による成鶏更新・空舎計画の申請及び第 20 第 2 号のクの規定による実施状況の報告（以下「申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 加入生産者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により申請等が行われた加入生産者に対する承認については、加入生産者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法により行うことができる。

4 加入生産者が第 1 項の規定により eMAFF を使用する方法により申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

(その他)

第 35 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項については、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2068号農林水産事務次官依命通知）及び鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱及び鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 令和6年度第1四半期（以下「対象四半期」という。）については、第20第1号オの標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合は、第20第1号キの規定にかかわらず、令和6年能登半島地震による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた加入生産者（以下「被害加入生産者」という。）に対し、価格差補填交付金に6分の5を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を対象四半期に係る積立金及び協力金（以下「負担金」という。）の額とするとともに、相殺により当該負担金の納付と対象四半期において積立金から支払われる価格差補填交付金額の支払が同時に行われたものとして行うことができる。ただし、第20第2号カの規定にかかわらず、相殺の対象とした被害加入生産者が、成鶏更新・空舎延長事業の奨励金の対象となる成鶏の出荷を行った場合は、奨励金の交付は行わないものとする。
- 5 対象四半期の第20第1号オの標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回らなかった場合には、被害加入生産者が納付する対象四半期に係る負担金の額は零とする。
- 6 第4項及び前項の場合には、第20第1号エ（ウ）及び第20第2号イ（ウ）に規定する鶏卵1キログラム当たりの負担金の額の改定に係る畜産局長の承認は要しないものとする。

附 則（令和5年3月31日付け4畜産第2286号）

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月26日付け5畜産第2252号）

- 1 この改正は、令和6年1月26日から施行する。

附 則（令和6年3月28日付け5畜産第2311号）

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 畜産第 2 9 9 8 号）

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1 による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 3、第 4、第 5、第 12、第 15 及び第 20 関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更
1 鶏卵価格差補填事業	第20第 1 号のイ（ア）の価格差補填交付金の支払いに係る経費として基金の造成に要する経費	定額	事業の中止又は廃止
2 成鶏更新・空舎延長事業	第20第 2 号の事業に要する以下の経費として基金の造成に要する経費 （1）補助事業者が、事業に参加した鶏卵生産者に対して奨励金を交付するのに要する経費 （奨励金交付対象成鶏 1 羽当たり、空舎期間60日以上90日未満：210円以内 空舎期間90日以上120日未満：420円以内 空舎期間120日以上150日未満：630円以内。 ただし、採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の鶏卵生産者については、 空舎期間60日以上90日未満：310円以内 空舎期間90日以上120日未満：620円以内 空舎期間120日以上150日未満：930円以内。）	定額	
	（2）補助事業者が、事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場に対して奨励金を交付するのに要する経費（食鳥処理場で食鳥処理された成鶏 1 羽当たり 47円以内）	定額	
	（3）事業推進事務費	定額	
3 鶏卵需給見通しの作成等	第20第 3 号の事業に要する経費	定額	1 事業の中止又は廃止 2 成果目標の

			変更 3 事業費の30 %を超える増 減
--	--	--	-----------------------------------

別表2（第20第3号のイ（ア）、第25関係）

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等の経費	・切手は物品受払簿等で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費	
	広告・宣伝・情報発信費	事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信に係る経費	・コンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。
旅費	現地確認等旅費	事業を実施するために直接必要な現地確認等の実施に必要な経費	
謝金	謝金	事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業に従事する者に対する謝金は対象としない。
賃金	事業推進事務費	事業を実施するために直接必要な補助事業者が行う取組に対する事務に係る人件費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定すること。

委託費	委託費	事業を実施するために必要な事務の一部（例えば、事業を実施するために直接必要な現地確認等の実施）を他の者に委託するために必要な経費	・事務の委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接雇用了者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用了者に支払う通勤の経費	

※上記経費であっても、以下の場合には認めないものとする。

- 1 第20第3号の事業にあつては、支払いが翌年度となる場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度 鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 基金の造成計画
- 3 事業の計画（鶏卵需給見通しの作成等）

（1）検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（2）鶏卵の需給に係る情報の公開

情報の発信回数	情報の発信時期	情報の発信方法
		(例) 1 より多くの生産者に発信するため、養鶏生産者団体ホームページにて情報を公開するとともに、養鶏生産者団体の会員計〇〇名にメールにて情報を告知する。

(3) ひなえ付け羽数調査の精度向上

取組回数（箇所数）	取組内容

(4) 鶏卵の機能性等の情報発信

取組時期	取組内容

(5) 成果目標

成果目標の具体的な内容	計画時	目標値（令和〇年度）
（例） 鶏卵価格の変動率を±〇%以内にとどめる。		

4 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	
(1) 鶏卵価格差補填事業 基金造成費	円	円	円	
(2) 成鶏更新・空舎延長事業 基金造成費				
①成鶏更新・空舎延長奨励金交付金				
②食鳥処理場に対する支援費				
③事業推進事務費				
(3) 鶏卵需給見通しの作成等				
①鶏卵需給見通しの作成				
②ひなえ付け羽数調査の精度向上				
③鶏卵の機能性等の情報発信				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

5 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 添付書類

- (1) 定款 (2) 業務方法書 (3) 財産目録 (4) 収支予算書
(5) 別記様式第1号別添

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

事業名： 鶏卵生産者経営安定対策事業

組織名・代表者氏名：

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
④	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑤	☐	資源の再利用を検討

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックすること。

	申請時 (します)	(3) 生物多様性への悪影響の防止
⑥	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める

	申請時 (します)	(4) 環境関係法令の遵守等
⑦	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑧	☐	関係法令の遵守
⑨	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑩	☐	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑪	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

- (参考) 関係法令

(1) エネルギーの節減

 - エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等

(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
 - 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
 - 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等

(3) 生物多様性への悪影響の防止

 - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
 - 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
 - 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)
 - 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
 - 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号) 等

(4) 環境関係法令の遵守等

 - 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)
 - 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記

注1：〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

注2：記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

注3：補助金の額が増額する場合には、上記本文の「鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第11の規定に基づき申請する。」を「鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱に基づき、補助金 〇〇 円を追加交付されたく申請する。」とする。

注4：添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

記様式第 3 号（第 13 関係）

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第 13 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費		事業遂行状況 （〇年〇月〇日まで に完了したもの）		〇年〇月〇日以降に実施するもの			備考
	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	円	円	円	円	
計								

- (注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。
- (注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して 事業を継続したい場合のみ記載すること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第14関係）

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金支払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金について、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第14の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 請求額

金 〇〇〇円

2 振込先金融機関名

支店名

預金の種別

口座番号

預金の名義

別記様式第5号（第15関係）

〇〇年度 鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金（3. 鶏卵需給見通しの作成等）の概算払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経費	国庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C)		事業完 了予定 年月日	備考
			金額		金額		金額			
鶏卵生産 者経営安 定対策事 業（3. 鶏卵需給 見通しの 作成等）	円	円	円	%	円	%	円	%		

（注）

1. 「交付決定通知の年月日」は、交付決定通知があった場合、当初の交付決定通知の年月日及び番号変更交付決定通知の年月日及び番号の両方を記載すること。
2. 「〇年〇月〇日現在」は、今回請求額の出来高を確認した年月日を記載すること。
3. 金額は全て円単位で記載すること。
4. 「今回請求額」欄の金額は、出来高（%）以内とする。

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇号により補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を報告する。

注：それぞれの事業項目ごとに記載すること。

区分	総事業費		事業遂行状況 (〇月〇日現在)		残事業		備考
	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	
	円	円	円	円	円	円	
計							

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業については、下記のとおり実施したので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第17第1項の規定に基づきその実績を報告する。

（また、併せて精算額として金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的及び内容

2 事業の実績

（注）別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	
(1) 鶏卵価格差補填事業 基金造成費	円	円	円	
(2) 成鶏更新・空舎延長事業 基金造成費				
①成鶏更新・空舎延長奨励金交付 金				
②食鳥処理場に対する支援費				
③事業推進事務費				
(3) 鶏卵需給見通しの作成等				
①鶏卵需給見通しの作成				
②ひなえ付け羽数調査の精度向上				

③鶏卵の機能性等の情報発信				
合 計				

(注) 備考欄に消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
鶏卵価格差補填事業 基金造成費	円	円	円	円	
成鶏更新・空舎延長事業 基金造成費					
鶏卵需給見通しの作成等					
合 計					

(注)

1. 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
2. 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
3. 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿、契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
4. 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

別記様式第8号（第17第2項関係）

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出 出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出 出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故等により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇号をもって交付決定通知のあった鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金について、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内容を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・消費税法第 60 条第 4 項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

〇〇年度成鶏更新・空舎延長事業参加申請書

年 月 日

補助事業者名
代表者氏名 殿

住 所
法人名
氏名又は法人の代表者名

鶏卵生産者経営安定対策事業における成鶏更新・空舎延長事業に参加したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第 20 第 2 号のキに基づき、成鶏更新・空舎計画を下記のとおり提出します。なお、本事業による成鶏更新・空舎延長を実施するに当たっては、関係法令等を遵守します。

記

1 成鶏更新・空舎延長計画

事業対象農場名及び鶏舎名			
	所在地		
出荷	出荷日		
	出荷先		
	処理羽数		
導入	導入予定時期		
	導入先		
	導入予定羽数		
	導入日における ひなの日齢		
空舎の現地確認の必要がある場合、それを受け入れることを承諾します。 署名欄			

注）出荷日は〇年〇月〇日で、処理羽数は羽単位で記載するものとする。

2 保有する鶏舎の所在地

3 鶏舎ごとの収容羽数

4 現在の飼養羽数

5 振込先

【事業実施者】

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

【食鳥処理場】

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第20第2号のキ（ウ）による書類

成鶏出荷処理証明書

年 月 日

- ・ 氏名又は法人の名称
- ・ 法人の代表者名
- ・ 農場名
- ・ 鶏舎名

1.

出荷羽数	羽
------	---

(確認者)
成鶏処理業者名

2.

処理羽数	羽
------	---

(証明者)
役 職
氏 名

別記様式第 12 号（第 20 第 2 号のク関係）

〇〇年度成鶏更新・空舎延長事業実施状況報告書

年 月 日

補助事業者名

代表者氏名 殿

住 所

法人名

氏名又は法人の代表者名

成鶏更新・空舎延長計画により成鶏更新・空舎延長を実施したので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第 20 第 2 号のクに基づき、下記のとおり報告する。

記

1 成鶏更新・空舎延長実績

	事業対象農場名及び鶏舎名			
	所在地			
出荷	出荷日			
	出荷先			
	処理羽数			
導入	導入開始日 (空舎期間)			
	導入先			
	導入羽数			
	導入日における ひなの日齢			

注 1：出荷日は〇年〇月〇日で、処理羽数は羽単位で記載するものとする。

注 2：空舎期間は出荷完了日の翌日から起算し、導入開始日の前日までの期間を（ ）書きで記載する。

2 添付書類

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第 20 第 2 号のクによる書類

別記様式第 13 号（第 22 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵需給見通しの作成等）の実施状況報告
について（〇〇年度）

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年〇月〇日付け
3 畜産第〇〇〇〇号農林水産事務次官通知）第 22 第 2 項の規定に基づき、別
添のとおり報告する。

別記様式第 13 号 別添

鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵の需給見通しの作成等）事業成果の報告

1 検討会の開催

開催時期	構成及び人数	会議の内容

2 鶏卵の需給に係る情報の発信

情報の発信時期	情報の発信方法・発信先

3 ひなえ付け羽数調査の精度向上

取組時期・場所	取組内容

4 鶏卵の機能性等の情報発信

取組時期	取組内容

5 成果目標に対する達成度

成果目標	成果目標に対する達成度

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

鶏卵生産者経営安定対策事業基金管理状況の報告について

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱第 25 第 8 項の規定に基づき、
鶏卵生産者経営安定対策事業基金管理状況を報告します。

【〇〇年度】

当初基金額	国からの交付額	年度内支出予定額	年度内支出額	果実等繰入額	期末基金額
円	円	円	円	円	円

【事業別支出内訳】

（単位：円）

	鶏卵価格差補填事業	成鶏更新・空舎延長事業
支出予定額		
実支出額		